

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入院又は入所する者を除く。)		2. 入院中の患者		3. 入院中の患者	
	自宅、社会福祉施設、身体障害者福祉施設等生活介護、訪問介護、訪問看護介護又は介護予防給付等を受けるもの(※1)	特別施設(指定特定施設、指定地域介護支援センター及び指定介護予防施設)に施設入居しているもの(※2)	介護療養型医療施設(認知症病棟)又は短期入所介護又は介護老人保健施設(介護老人保健施設)を定めていない患者	介護療養型医療施設(認知症病棟)又は短期入所介護又は介護老人保健施設(介護老人保健施設)を定めていない患者	介護老人保健施設又は短期入所介護又は介護老人保健施設に施設入居している患者	介護老人保健施設又は短期入所介護又は介護老人保健施設に施設入居している患者
C001-2 在宅患者訪問診療(口)	○ ※10	○	○	×	×	7. ○ ※8 (※7から※8の間に就労している患者は算定しない。) 1. ○ ※10
C002 在宅物理医学総合診療科	○ ※10	—	—	×	×	—
C002-2 施設入院時等医学総合診療科	—	○	○	×	×	7. ○ ※8 (※7から※8の間に就労している患者は算定しない。) 1. ○ ※10
C003 在宅がん医療総合診療科	○ ※10	○	○	×	×	—
C004 緩和ケア診療科	○ ※10	○	○	×	×	○
C005 在宅患者訪問看護・指導科 (同一建物において同一日に2件以上医療保険から給付される訪問看護を行うが各かにより該当する区分を算定)	○ ※2	○ ※2及び※11	○ ※2	×	×	7. ○ ※8 (※7から※8の間に就労している患者は算定しない。) 1. ○ ※10
在宅ターミナルケア加算	○ ※2 ※2及び※11 (同一月において、介護保険の特別管理料を算定していない場合に限る。)	○ ※2 ※2及び※11 (ただし、看護加算を算定している場合には、在宅ターミナルケア加算の口を算定する。)	○ ※2	×	×	7. ○ ※8 (※7から※8の間に就労している患者は算定しない。) 1. ○ ※10
在宅移行管理加算	○ ※2 ※2及び※11 (同一月において、介護保険の特別管理料を算定していない場合に限る。)	○ ※2 ※2 (同一月において、介護保険の特別管理料を算定していない場合に限る。)	○ ※2	×	×	7. ○ ※8 (※7から※8の間に就労している患者は算定しない。) 1. ○ ※10
看護・介護職員増強強化加算	○	×	○	×	×	—
その他の加算	○ ※2 ※2及び※11	○ ※2	○ ※2	×	×	7. ○ ※8 (※7から※8の間に就労している患者は算定しない。) 1. ○ ※10
C005-2 在宅患者訪問点検法科管理診療科	○ ※2	○ ※2	○ ※2	×	×	7. ○ ※8 (※7から※8の間に就労している患者は算定しない。) 1. ○ ※10

在宅医療

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入居又は入居する者を除く。3の患者を除く。)			2. 入院中の患者			3. 入院中の患者		
	自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等生活介護、訪問介護介護保険給付受給者(※1)	認知症高齢者グループホーム(※2)	特定施設(指定特定施設、指定地域医療支援施設及び指定介護予防施設施設)に在る者。	介護療養型医療施設(認知症病棟)又は短期入所療養介護(介護老人保健施設(介護老人保健施設)を除く。)を収容している患者	介護療養型医療施設(認知症病棟)又は短期入所療養介護(介護老人保健施設(介護老人保健施設)を除く。)を収容している患者	介護療養型医療施設(認知症病棟)又は短期入所療養介護(介護老人保健施設(介護老人保健施設)を除く。)を収容している患者	介護老人保健施設又は訪問介護介護保険給付受給者(※1)	介護老人保健施設又は訪問介護介護保険給付受給者(※1)	介護老人保健施設又は訪問介護介護保険給付受給者(※1)
手術	○	○	○	○	○	○	○	○	○
療養	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放射線治療	○	○	○	○	○	○	○	○	○
病室診断	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B000-4 個別介護指導料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B002 個別訪問介護指導料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B004-1-4 入院栄養指導料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B004-9 介護支援指導料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B006-3 がん治療指導料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B006-3-2 がん治療指導料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B007 退院前指導料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B008 薬剤管理指導料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B008-2 薬剤総合調整管理料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B009 診療情報提供料(1)(注2及び注6)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B011-4 退院時薬剤情報管理指導料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B014 退院時薬剤情報管理指導料1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B015 退院時薬剤情報管理指導料2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
C001 訪問薬剤師指導料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
C001-3 薬剤師在宅医療管理料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
C001-5 在宅患者訪問リハビリテーション指導料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
C003 在宅患者訪問薬剤師指導料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
C007 在宅患者指導料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
C008 在宅患者急診等カンファレンス料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
上記以外									
1003 医療管理指導料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
注14 医療管理指導料の特別(かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1003 かかりつけ薬剤師指導料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1003 かかりつけ薬剤師指導料	○	○	○	○	○	○	○	○	○

